

○稲沢市ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱

平成 24 年 4 月 27 日

施行

改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲沢市ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 稲沢市が設置する公の施設の名称に、企業名、商品名等を冠した愛称を付与する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを取得した法人をいう。
- (3) 優先候補者 ネーミングライツの応募者のうち、他の者に優先してネーミングライツ・パートナーとしての契約に向けた協議を行うことができる法人をいう。

(設置)

第 3 条 優先候補者の選定を公正かつ適正に行うため、選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、ネーミングライツの対象とする公の施設を所管する課（以下「所管課」という。）ごとに設置する。

(所掌事務)

第4条 選定委員会は、ネーミングライツの応募について、次の事項によりその内容を審査し、優先候補者の選定を行うものとする。

- (1) 応募資格
- (2) 提案された愛称の公共施設としてのふさわしさ
- (3) 提案された金額及び期間の妥当性
- (4) 施設のイメージアップにつながる提案等の内容
- (5) その他必要事項

(組織)

第5条 選定委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) ネーミングライツの対象とする公の施設を所管する部の部長
- (3) 所管課の課長
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 選定委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 選定委員会の議事は、出席委員の採点をもって決し、採点同数のときは、委員長の決するところによる。

5 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 選定委員会の庶務は、所管課において処理する。この場合において、総合政策部秘書政策課は、所管課に対して必要な支援を行うものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。